

企画競争実施の公示

令和 7 年 5 月 8 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

令和7年度ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業
ガイドの利用経験のない者に対し、「ガイドを利用すること」の体験価値を分かりやすく、効果的に伝えることにより、ガイドを利用する者が増加するという仮説及び、ガイド(特にアウトドアガイド)の利用意向のあるインバウンド層の需要を取り込むため、道内ガイドに対し、ガイド資格のインバウンド誘客効果を分かりやすく、効果的に伝え、資格取得を促すことが重要であるという仮説について、それぞれ具体的な調査・実証を行い、その結果を基に、ガイドの利用経験のない層・ガイドの利用意向のある層の両面から、ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大を図ることを目的とする。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 白澤 小関
TEL: 011-290-2700 E-Mail: hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間

令和 7 年 5 月 8 日から 令和 7 年 5 月 28 日まで、
説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(1)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限及び方法

令和 7 年 6 月 2 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

原則として、電子メールにより提出すること。

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

希望者には、本企画競争の主旨、仕様書の内容等について説明を行うため、(1)のEメールアドレスへ説明を希望する旨連絡下さい。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 7 年 6 月 4 日(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

令和7年度ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業

説明書

1. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (2) 履行期限 令和 8 年 3 月 27 日

2. 企画提案書作成

- (1) 提出書面 : 日本産業規格A4縦版、横書き、左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は具体的かつ簡素に示し、「5. (1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制(人員・経験等)
 - ③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
 - ④ 会社概要(直近の事業報告書及び定款を各1部添付して下さい。なお、令和6年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに事業報告書及び定款を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)
 - ⑤ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(資格審査結果通知書の複写を1部添付して下さい。なお、令和7年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに資格審査結果通知書の複写を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」又は別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)を記載のうえ提出すること。

4. 企画提案書等の提出期限及び方法

- (1) 提出期限
令和 7 年 6 月 2 日 17 時 00 分 必着

- (2) 提出方法
原則として、電子メールにより提出すること。
※メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

- (3) 提出先
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当: 白澤 小関
E-Mail: hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp
TEL: 011-290-2700

5. 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

① 事業内容関係

- 1) 業務内容の理解度 : 提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅したものとなっているか。
- 2) 提案内容の具体性 : 事業の構成が具体的で、履行可能な内容となっているか。
業務内容に応じた適切な成果指標となっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- 3) 提案内容の独創性 : 独自の発想に基づく提案となっているか。
本事業の成果を高めるため、調査手法に効果的な工夫がなされているか。
- 4) 業務実施の確実性 : 業務を安定的に遂行するために適した業務体制(人員等)、スケジュールとなっているか。
協力会社、再委託予定先、連携先との関係は明確になっているか。
知見やノウハウ、人脈を活かしたものとなっているか。

② ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人を含む)であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律
(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 4) 青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定
- 5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画
(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業
(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

(2) 審査方法

- ① 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から12点までの間で評価を付し、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、①に別表による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が、最も高い者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計点が、第1位の企画提案書の総合計点の95%の数値(小数点第2位を四捨五入)を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6. 企画提案書等に係る質問

(1) 受付窓口

4(3)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和 7 年 5 月 8 日 から 令和 7 年 6 月 2 日の間の
平日、午前9:00から午後5:00まで

4. (3)に記載のメールアドレスへのEメール

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する

(4) 受け付けない項目

- ① 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ② 積算に関する内容

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る

8. 契約書の作成
要

9. 支払い条件
本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行ない合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

10. 概算予算額
15,000 千円(消費税込み)

11. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (9) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。
- (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業 仕様書（案）

1 概要

1.1 事業目的

来訪者の満足度向上や地域消費の増加を図るためには、地域の魅力を伝える「ガイド」の存在が重要であり、ガイドの確保・育成とともに、その需要拡大に向けたアプローチも重要である。

一方で、日本人は観光・旅行をする際にガイドを利用しない者が多く、また、観光庁調査によると、訪日外国人旅行者でさえガイドの利用経験がある者は2割弱に留まっており、利用経験がない旅行者ほど利用意向が低い傾向にある（ガイド人材の活性化に係る検討会中間とりまとめ（令和6年6月観光庁））。これは、実際にガイドを利用してみなければその体験価値を感じることができないという特性によるところが大きいと考えられる。このため、ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大を進めるためには、利用経験のない者に対し、「ガイドを利用すること」の体験価値を分かりやすく、効果的に伝えることが重要であると仮説を立てる。

また、アウトドアを楽しむことを目的に北海道・日本を来訪するインバウンドには、最初からガイドの利用意向を持っている層もいるが、これらのインバウンドは、例えば自国でもなじみのあるアウトドアガイド資格や救急救命に係る資格など、何らかのガイド資格を持っているガイドを優先する層も一定数存在すると言われている。このような層は、旅行先の検討段階から、何らかのガイド資格を持つガイドのいる旅行先を優先して検討していることも考えられる。他方で、ガイド資格を保有することのインバウンド誘客効果（＝資格を保有することで実際にどのくらい誘客に繋がるのか）が明らかではないため、道内のガイドが資格を取得する動機に欠け、ガイドによる資格取得が十分進んでおらず、結果として、これらのインバウンド層の需要を逃している可能性がある。このため、ガイド（特にアウトドアガイド）の利用意向のあるインバウンド層の需要を取り込むためには、道内ガイドに対し、ガイド資格のインバウンド誘客効果を分かりやすく、効果的に伝え、資格取得を促すことが重要であると仮説を立てる。

本事業では、上記の2つの仮説について、それぞれ具体的な調査・実証を行い、その結果を基に、ガイドの利用経験のない層・ガイドの利用意向のある層の両面から、ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大を図ることを目的とする。

1.2 業務の内容

(1) 「ガイドを利用すること」の体験価値の可視化・効果的な発信方法の検証

【概要】

同じ観光コンテンツ・アクティビティ・観光施設等（以下「観光コンテンツ等」という。）において、同じ者（試験者）を対象に、ガイド利用なしでの観光・体験、ガイド利用ありでの観光・体験の双方を体験させ、満足度等がどの程度変わるのかを検証する。

上記検証の様子をモニタリングした「広報ツール」を作成し、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値を発信し、魅力をPRするための発信方法として効果的か検証を行う。

なお、本事業において、「広報ツール」とは、主にガイドを利用したことのない層に対して、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値をPRするための動画その他の媒体をいい、そのうち、「日本人向け広報ツール」とは、日本人に対してPRするためのものを、「インバウンド向け広報ツール」とは、日本への旅行を検討する外国人に対してPRするためのものをいう。

【業務内容】

①観光コンテンツ等とガイドの提案・選定、ガイドとの調整

試験者に体験させる観光コンテンツ等と、その観光コンテンツ等をフィールドとするガイドを提案し、北海道運輸局と協議のうえで選定する（※北海道運輸局が推薦する観光コンテンツ等とガイドがいる場合、北海道運輸局が推薦するものを優先して選定する。）。

選定後、又は、必要に応じて選定前に、試験者にガイドありで観光コンテンツ等の観光・

体験をさせるための日程について、ガイドと調整を行う。

＜選定する観光コンテンツ等とガイドの数＞

- ・ 2 つ以上、2 人以上

＜選定する観光コンテンツ等の種類＞

日本人向け広報ツール、インバウンド向け広報ツールそれぞれについて、必ず以下の観光コンテンツ等をそれぞれ1つ以上含めること。なお、アウトドアアクティビティを選定する場合はガイドなしでも体験できるアクティビティに限る。

- ・ 自然景勝地での観光コンテンツ等
- ・ 市街地・まちなかでの観光コンテンツ等

②試験者の選定

①で選定した各観光コンテンツ等を観光・体験してもらう試験者を選定し、北海道運輸局と協議の上で決定する。

試験者の選定に当たっては、①で調整した日程において、ガイドありで観光コンテンツ等の観光・体験をさせることができる者を選定すること。

＜試験者の属性＞

- ・ 作成する広報ツールごとに1人以上を選定する。
- ・ 事前に有償ガイドの利用経験の有無を確認したうえで、利用経験のない者を選定すること。
- ・ 事業完了後も永続的に、北海道運輸局又は北海道運輸局が認めた機関が、自由に広報ツールを使用できるよう、試験者に係る肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任を全て受注者が負った上で選定すること。
- ・ 日本人向け広報ツールを作成するための試験者については日本人を選定する。
- ・ インバウンド向け広報ツールを作成するための試験者については外国人を選定する（※本邦外に居住する者のほか、本邦内の居住年数が短い者も可）。なお、選定に当たっては、広報ツールごとに異なる国籍の者を選定するなど、作成した広報ツールを用いて複数の市場をターゲットにPRできるよう、国籍のバランスを考慮すること。
- ・ 日本人向け広報ツールを作成するための試験者、インバウンド向け広報ツールを作成するための試験者のうち、それぞれ1人以上は、発信力のあるインフルエンサーを選定・招請し、作成した広報ツールを自ら発信させること。
- ・ 【任意】作成する広報ツールのいずれかは、試験者に著名人を起用し、著名人を起用することによる広報ツールとしての効果を分析することが望ましい。

③観光コンテンツ等の体験、広報ツールの作成

②で選定した試験者に、ガイドなしで①で選定した観光コンテンツ等を観光・体験させる。その後、同じ試験者に、①で選定したガイドのもと同じ観光コンテンツ等を観光・体験させる。（※必ずしも同日にガイドなし・ガイドあり両方を体験させる必要はない。）

ガイドなし及びガイドありで観光・体験後、試験者に対し、インタビューその他の手法により、ガイドなしとガイドありでの「満足度」や「旅を通じた自己変革」等が、どの程度、どのように変わったのかを言語化させる。

上記の一連の様子をモニタリングした動画を作成するなどにより、広報ツールを作成する。

なお、ガイドなしとガイドありでの体験価値の違いを試験者から具体的に引き出すための手法や、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値を分かりやすく伝えるための広報ツールの内容（動画の構成等）については、効果的と考えられる手法や内容を提案し、北海道運輸局と協議の上で決定する。

あわせて、試験者に観光コンテンツ等を体験させるために必要な交通手段・宿泊施設の確保等、適切な手配を行うこと。

<作成する広報ツールの数>

- ・日本人向け広報ツール：2つ以上
- ・インバウンド向け広報ツール：2つ以上

※日本人向け広報ツールは、それぞれ別の観光コンテンツ等、別のガイドで作成すること。

※インバウンド向け広報ツールは、それぞれ別の観光コンテンツ等、別のガイドで作成すること。

※日本人向け広報ツールとインバウンド向け広報ツールで、観光コンテンツ等及びガイドの重複は妨げない。

※全て別の試験者で作成すること。

<作成する広報ツールの種類>

- ・動画を基本とする。
- ・事業完了後、北海道運輸局が自由に使用できる媒体で作成すること（試験者として選定・招請するインフルエンサーに作成を再委託する広報ツールがある場合、それを除く。）。

④広報ツールを用いた発信

③で作成した広報ツールを用いて発信を行う。

発信に当たっては、「ガイドを利用すること」の体験価値を広く伝えるため、できるだけ多くの視聴が見込まれる効果的な発信方法・使用媒体（SNS等）、目標値（再生回数等）を提案すること。

⑤効果的な発信方法の検証

④で発信した広報ツールごとの再生回数・インプレッション数等を集計・分析する。

あわせて、街頭調査その他の手法により、北海道を訪れている旅行者に対して、作成した広報ツールが、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値をPRするものとしてどの程度効果的かヒアリング調査を行い、調査結果を整理・分析する。

<旅行者の回答数>

日本人：40人以上

外国人：40人以上

⑥旅行者に対する追加調査

⑤で実施した旅行者への調査において、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値を肯定的に捉えた旅行者に対して、今後のガイド利用意向等についても、あわせて調査を行う（※⑤の調査と同時に行うことを想定）。

追加調査項目は、以下の内容を基本とし、北海道運輸局と協議のうえ決定する。

<追加調査項目>

- ・今後実際にガイドを利用したいか
- ・これまでガイドを利用しなかった理由
- ・ガイドを利用するに当たって他にボトルネックがあるのか（金銭的なハードル、ガイドを探す手間等）

【留意事項】

- ・広報ツールの作成に当たっては、特定の観光コンテンツ等・ガイドをPRする内容ではなく、「ガイドを利用すること」の魅力・体験価値をPRする内容とすること。
- ・北海道運輸局が認めた場合、本事業で作成した広報ツールを北海道外の機関が使用することも想定される。そのため、北海道外の機関が使用しても違和感のない内容とすること（例：動画のタイトルを「北海道でガイドを利用することの魅力」とするのではなく、単に「ガイドを利用することの魅力」などとする）。
- ・各観光コンテンツ等の観光・体験実施中に万が一事故などがあった場合に備えて、試験者を対象とした旅行傷害賠償責任保険に加入させること。
- ・緊急時に備え、各種対応を執ることができる体制を整備し、緊急時連絡先を把握しておくこと。

(2) アウトドアガイドに係るインバウンド誘客効果の可視化

【概要】

アウトドアアクティビティを目的に旅行するインバウンドが旅行先・ガイドを選ぶ際に重要視する資格の有無、資格の名称、どの程度重要視するのかを調査する。あわせて、当該資格を取得しようとする場合の受講機会等について情報収集を行う。

これらの調査結果を、分かりやすい形で道内のガイドに示し、どの程度資格取得動機が変化するかを検証する。

【業務内容】

①アウトドアガイドに係るインバウンド誘客効果の調査

アウトドアアクティビティを目的に旅行するインバウンドが旅行先・ガイドを選ぶ際に重要視する資格が有るかどうかが、有る場合にはその資格の名称、どの程度重要視するのかを調査する。

調査に当たっては、例えば、事前に選択肢として考えられるアウトドア資格を整理し選択肢を示した上で調査するなど、回答者が回答しやすいように工夫を行った上で調査を行う。

<調査対象>

以下のいずれかを対象に調査を行う。

- ・アウトドアアクティビティを目的に旅行する際に、ガイドを利用する意向のある外国人
- ・上記の者を顧客に持つ海外旅行会社・バイヤー

なお、調査を行う前に、ある程度調査対象の属性（例：特定の市場・国籍の旅行者、ATWSに参加する事業者）を絞り込んだうえで調査を行うこと。

<調査方法>

- ・上記の調査対象を特定して調査を行うために、最も効率的と考えられる調査方法を提案し、北海道運輸局と協議の上で決定する。

<回答件数>

50 件以上

②アウトドアガイド資格に係る情報収集

①で明らかとなったインバウンドが重要視する資格について、道内ガイドが資格を取得しようとする場合に受講可能な機会、資格取得に必要な条件（技術水準、経験年数等）について情報収集する。

③ガイド資格の誘客効果の可視化

①の調査結果を踏まえ、どの資格が、どの市場・ターゲット層に対して、どの程度、旅行先・ガイドを選ぶときに重要視されるのか等を分析し、分かりやすい形に整理した資料を作成する（※A4で1～2枚程度を想定しているが、必ずしもこれによらない）。

なお、当該資料には②の情報収集結果も盛り込んだうえで作成する。

④道内ガイドの資格取得動機の変化の検証

③で作成した資料を用いて、道内のガイドに対し資格の誘客効果を示すことで、資格取得動機にどの程度変化があるかを調査・検証する。

<検証を行うガイドの数>

15人以上

(3) とりまとめ

【業務内容】

(1)～(2)を令和8年3月中旬までに完了させ、その実施結果を検証したうえでガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた提案をとりまとめる。

2 企画提案と業務運営に関する留意事項

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

(1) 企画提案について

- ① 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法、調査目標等）。過去に類似の調査（観光以外の分野を含む）を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。
- ② 北海道内の観光関係者と連携し、効果的な事業の実施となるよう努めること。
- ③ 業務実施体制、作業工程、資金計画
- ④ 企画競争参加者の概要等
- ⑤ 参考見積（概算・消費税含む）
- ⑥ 再委託等の有無及び予定

(2) 業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 仕様書に記載されていない事項で、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度担当と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ④ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- ⑤ 再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ⑥ 交通手段・宿泊施設等の手配にあたっては、旅行業法その他の法令に抵触しないようにすること。
- ⑦ 資料、成果品等の作成
 - ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要する

ものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。

- ・納品された写真等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、成果品は北海道運輸局及び JNTO の WEB サイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。
- ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。

(3) 成果目標

(1) 「ガイドを利用すること」の体験価値の可視化・効果的な発信方法の検証

- ・観光コンテンツ等の体験、広報ツールの作成
 - ＜作成する広報ツールの数＞
 - ・日本人向け広報ツール：2 つ以上
 - ・インバウンド向け広報ツール：2 つ以上
- ・効果的な発信方法の検証
 - ＜旅行者の回答数＞
 - 日本人：40 人以上
 - 外国人：40 人以上

(2) アウトドアガイドに係るインバウンド誘客効果の可視化

- ・アウトドアガイドに係るインバウンド誘客効果の調査
 - ＜回答件数＞
 - 50 件以上
- ・道内ガイドの資格取得動機の変化の検証
 - ＜検証を行うガイドの数＞
 - 15 人以上

(4) 履行期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

(5) 成果品

- ・事業実施報告書（A 4 判縦、カラー） 3 部
- ・事業概要（PowerPoint、A 4 横、カラー、1 枚にまとめたもの） 3 部

3 事業実施報告及び成果物の提出期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）

4 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 6 階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課

5 監督職員

北海道運輸局観光部観光企画課 課長補佐

令和7年4月

各 位

北海道運輸局 観光部 観光企画課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

別表

ワーク・ライフバランス等推進企業に係る配点表

令和7年度ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業

評価項目	認定等の区分 ※1		配点 (単位：%)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	5
		えるぼし 3段階目 ※3	4
		えるぼし 2段階目 ※3	3
		えるぼし 1段階目 ※3	2
		行動計画 ※4	1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん ※5	5
		くるみん（令和4年4月1日以降の基準） ※6	3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※7	3
		トライくるみん ※8	3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※9	2
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※10の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

※10 原則として上記認定等の全てを加点対象とする（※1のとおり複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点）。

※11 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する認定等に準じて加点する。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

令和7年度ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定(平成29年3月31日までの基準)」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称(法人番号)

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

令和7年度ガイドを利用した観光・旅行の需要拡大に向けた実証事業

（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書）の写しを添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定に相当している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目に相当しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目に認定しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目に認定しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当し、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名